

第5章

「人かまんなか」
であるために

安心できる暮らしをつくる (健康・福祉都市)

ライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる福祉社会の創造をめざします。

第1節 健やかな市民生活の実現（保健・医療）

【基本認識】

- 本市には病院9（総合病院2）、診療所57、歯科診療所40の医療機関が設置されており、医療ニーズはほぼ充足していますが、脳疾患や心疾患、小児救急など高度救急医療への対応が求められている現状です。
- 寝たきり等在宅要介護者の歯科医療に対する需要が増加していますが、訪問歯科体制が十分に整っていない状況です。
- 多様化かつ高度化する市民のニーズに的確に対応するためには、地域の医療機関相互の機能分担を明確にし、保健・医療・福祉の連携を図ることによって、効率的な医療サービスを提供する必要があります。
- 高齢化が進む中で生活習慣病の増加とこれに起因する寝たきりや認知症が増加傾向にあること、虫歯や歯周病による歯の喪失が健康に影響を与えていること等により、生活の質が損なわれることが問題となっています。
- 健康寿命（健康で長生き）の延伸と生活の質の向上を図るために、生活習慣病の予防や健康増進への取り組みが重要です。
- 少子化の中で親子を取り巻く状況は、妊娠・出産・育児について問題が多様化しており、安心して生み育てるための総括的な支援が必要です。
- 社会生活環境の変化に伴いストレスの増大によるこころの健康を損なう人が増加傾向にあり、こころの健康づくりへの取り組みが課題です。
- 市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、保健センターを健康づくりの拠点として総合的な予防活動支援に取り組む必要があります。
- 高齢社会に対応し、高齢者が安心して良質かつ適切な医療が受けられる医療制度の抜本的な改革による、長期的・安定的な医療保障の確立が望まれます。
- 県補助事業として、重度心身障害者、乳幼児及び母子家庭を対象に、また市単独事業として、心身障害者、乳幼児の医療費の自己負担分を助成しており、保健の向上と福祉の増進に寄与しています。

- 各種医療制度について、制度の充実と安定的維持のため、国における制度化が望まれます。

【基本方針】

- 乳幼児健康診査など母子保健対策の充実を図ります。
- 健康診査や各種がん検診、訪問指導、健康相談・指導、各種健康教室など生活習慣病対策を核とした保健事業の充実を図ります。
- 各種保健事業や健康づくりの支援活動を支えるマンパワーの確保に努めます。
- 福祉分野との連携を強化し、乳幼児や高齢者、障害者に対する地域でのケア機能の強化を図ります。
- 年代やライフスタイルに応じた健康づくりの促進や意識啓発に努めるとともに、健康づくり拠点施設の充実を図ります。
- 市内医療機関の一層の充実を促進するとともに、病院と診療所の連携及び広域的な医療ネットワークの充実により、初期治療から高度な医療サービス、救急医療に対応した地域医療体制の確立をめざします。
- 疾病の予防、早期発見・早期治療に的確に対応できる保健と医療のネットワーク体制づくりに努めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
母子保健対策の充実	母子健康教育の充実	妊婦や乳幼児の家族を対象とし、保健知識や育児方法等の普及を図るための教室を開催するとともに、子育ての仲間づくりを支援する。 また、子どもの病気の対応と病院のかかり方等の指導を行い、安心して子育てができるよう支援する。	両親学級 母子健康手帳の交付及び育児ノートの発行 フォロー教室 歯の健康教室 育児学級 育児サークル	両親学級参加率 35%
	乳幼児健診・訪問指導・相談等の充実	乳幼児健診や育児相談事業を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児不安の軽減や育児支援を行う。また、妊娠・出産・育児に対する個別相談や訪問指導の充実を図る。	4ヶ月児・1歳6か月児・3歳児健診 妊婦相談・育児相談・発育発達相談 妊婦・乳児一般健康診査 妊婦歯科個別健診 訪問指導 不妊治療費助成事業	乳幼児健診受診率の向上 95%以上 育児が楽しいと答える親の増加 妊婦一般健康診査受診率 95%以上 乳児一般健康診査受診率 75%以上 歯科健診を受ける妊婦の増加 第1子新生児への家庭訪問全数実施
	思春期保健対策の充実	命を大切にしたい思いのある子どもの育成に努める。	思春期教室	学校保健と連携し市内全中学校での教室実施
市民主体による健康づくりの支援	保健知識の普及及び意識啓発活動の推進	市民一人ひとりが、健康の維持増進、生活習慣病予防のために必要な知識(食事・運動・休養など)と意識を高める。 また、市民の心身の健康増進を図るため、食育基本法に基づき、健全な食生活の実現を推進する。	健康手帳交付 各種健康教育 各種健康相談 各種訪問指導	健康教育を年間50回実施(糖尿病予防教室・高脂血症予防教室・歯の健康教室・禁煙教室等) 健康相談を年間200回実施(保健センター・公民館等) 運動教室年間100回実施(自主サークル含む)

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
市民主体による健康づくりの支援	各種健(検)診及び保健指導体制の充実	市民一人ひとりが疾病の早期発見・早期治療とともに、自らの健康状態や生活習慣の見直しができるよう、各種健(検)診や保健指導の充実に努め、生活習慣病の予防、健康増進を図る。	特定健診等事業 健診結果報告会 訪問指導 歯科検診事業 特定保健指導	特定健診受診率 65% がん検診受診率 50% (対象者の 正確な把握) 要指導者に対する 健診結果報告 会や健診後訪問 等によるフォロー ー 90% 年1回歯科検診 を受ける人の増 加 特定保健指導実 施率45% 該当者・予備群 の減少率10%
	健康管理システムの整備・活用	市民の健康情報のデータベース化を進め、個人に応じた保健指導や地域特性の把握(統計等)に活用し効果的の事業につなげる。	データバンクシステム	データを活用した保健事業の拡大
	健康づくり推進体制の充実	市民参加型健康づくりの体制を推進する。	健康づくり推進協議会	協議会の年1回の開催
	健康づくりを支援する人材の確保・充実・連携強化	自主グループやボランティアの育成、確保、資質の向上を図る。また、連携や情報交換を図ることにより円滑な支援を行う。	食生活改善推進事業	地区栄養学級参加人数 年間4,700人
	健康づくりを支援する環境整備	健康づくりの拠点となる施設、安全に運動できるコースや公園の整備や公共施設における完全禁煙化をめざす。また、地域における健康づくり運動の展開、意識啓発を行う。	健康まつり	健康づくりに公共施設を利用する人の増加 市の公共施設を完全禁煙化 健康まつりの参加者数1000人
介護予防対策の推進	認知症・寝たきり予防の体制整備	心身ともに自立して健康に生きられる期間(健康寿命)を延伸するため、保健・医療・福祉の枠を越えた体制整備を図る。	地域支援事業	予防教室等の開催 相談窓口の充実
精神保健対策の推進	正しい知識の普及	こころの健康づくりや精神障害についての正しい知識の普及を図り、関心と理解を深める。		広報誌への随時掲載
	相談機能の充実	心の健康、精神障害者の社会復帰、居宅生活等に関する相談について、関係機関との連携を図り適切に応じる。	指定相談支援事業(地域活動支援センター) 障害児者相談支援センター運営事業	関係機関との連絡会開催の増加

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
精神保健対策の推進	精神障害者の社会復帰促進及び地域生活の支援	社会復帰及び生活支援のためのグループホーム・ケアホームの開拓、地域活動支援センターや授産施設への支援を行う。	地域活動支援センター運営委託事業 退院促進事業 精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助	サービス利用者の増加
各種福祉医療の充実	市民の医療費負担の軽減	疾病等による市民生活の不安を除き、市民の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、乳幼児、心身障害者、母子家庭の母子等の医療保険の自己負担分について助成する。	乳幼児医療費助成事業 心身障害者医療費助成事業 母子家庭医療費助成事業	医療費助成の拡充
地域医療体制の充実	市内医療機関の充実促進	市内に立地する病院・医院等、医療機関の充実を促進し、また身近な医療から高度の医療まで安心してサービスを受けられる体制の確立を促す。		市内医療機関の充実
	救急医療の充実	休日・夜間等救急時における医療を確保するため、急患医療センター、在宅当番医制及び病院群輪番制の充実を図る。	在宅当番医制運営事業 病院群輪番制運営事業 急患センター運営事業	一次（初期）、二次、三次の救急医療体制の整備
保健・福祉と医療のネットワーク体制の確立	早期発見・早期治療体制の確立	疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種健診・検診の結果等に基づく円滑な対応が図れるよう、保健と医療の連携に努める。		健（検）診後、適切な対応ができる人の増加
	情報交換の促進	市民に対する適切な保健・医療対策が図れるよう、関係機関との情報交換に努める。	ケース検討会の設置	情報共有の場の拡大

【主要事業】

施 策	主要事業名	主要事業費 (千円)
母子健康教育の充実	両親学級 母子健康手帳の交付及び育児ノートの発行 フォロー教室 歯の健康教室 育児学級	2,775
妊婦・乳幼児に対する健診・訪問指導・相談等の充実	4ヶ月児・1歳6か月児・3歳児健診 妊婦相談・育児相談・発育発達相談 妊婦・乳児一般健康診査 妊婦歯科個別健診 訪問指導 不妊治療費助成事業	165,560
思春期保健対策の充実	思春期教室	125
保健知識の普及及び意識啓発活動の推進	健康手帳交付 各種健康教育 各種健康相談 各種訪問指導	7,790
各種健（検）診及びフォロー体制の充実	特定健診等事業 健診結果報告会 訪問指導 歯科検診事業 特定保健指導	226,375
健康管理システムの整備・活用	データバンクシステム	19,510
健康づくり推進体制の充実	健康づくり推進協議会	500
健康づくりを支援する人材の確保・充実・連携強化	食生活改善推進事業	4,225
健康づくりを支援する環境整備	健康まつり	500
市民の医療費負担の軽減	乳幼児医療費助成事業 心身障害者医療費助成事業 母子家庭医療費助成事業	2,590,000
救急医療の充実	在宅当番医制運営事業 病院群輪番制運営事業 急患センター運営事業	215,000

第2節 支えあう地域福祉文化の構築（地域福祉）

【基本認識】

- 社会福祉を取り巻く環境は、急速な少子・高齢社会の進展等により、介護保険や障害者自立支援法による新しい福祉サービスの推進、サービス利用者の保護制度などの社会福祉基礎構造改革が進められており、大きな転機を迎えています。
- 各種の福祉制度や施策を実りあるものとするため、福祉・保健・医療の密接な連携により、各種サービスの充実を図るとともに、行政と民間の役割を明確にしつつ協働して地域を支える仕組みを構築し、ボランティア活動など住民の自主的・積極的な参加による総合的な地域福祉の向上をめざすことが求められています。
- 個人の価値観の多様化や余暇時間の増大、社会環境の変化などを背景に、日常生活の質的向上や自己実現を求めて、各分野でボランティア活動への関心が高まっています。また、市民生活に対するニーズも個性化と高度化が進んでいます。
- だれもが生きがいをもって心豊かに暮らせる地域社会を築くためには、行政サービスの充実はもとより、地域で助け合い、市民一人ひとりがさまざまな形でまちづくりに参加し活躍することが必要不可欠です。
- ボランティアなどの市民活動は、公的サービスではできない独自性のある柔軟なサービスを提供するとともに、行政への市民参加、市民と行政の協働を進めていくための原動力になると期待されています。
- 活力あるまちづくりのために、市民と行政が連携し、ボランティアなど市民活動を振興するための環境整備が重要です。

【基本方針】

- 地域福祉計画を見直します。
- 市民の福祉意識を高めます。
- 社会福祉協議会の充実や民生児童委員活動への支援、NPOやボランティア活動の育成・強化など、地域福祉体制の強化を推進します。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主 要 事業名	目標値等
福祉意識の 高揚	福祉教育・ 学習の推進	学校教育や生涯学習における福祉教育・学習の推進に努める。また、福祉従事者の専門福祉教育の充実を図る。		全小中学校、公民館等において推進 専門研修会分野ごとに随時開催
	市民意識啓 発の推進	あらゆる機会を通し、地域で支えあう地域福祉推進の市民啓発を図る。	福祉フェスティ バルの開催	福祉フェスティ バルの継続開催
地域福祉体 制の基盤整 備	地域福祉の 円滑な推進	地域福祉計画に基づいた福祉の推進を図る。		平成22年度以降地域福祉計画の見直し
	社会福祉協 議会の基盤 強化	地区別地域福祉活動（地区社協）、在宅福祉サービス、ボランティア活動の推進に対応する組織面の強化を図るなど、地域福祉推進の拠点としての社会福祉協議会の充実を図る。	社会福祉協議会 活動事業	地域福祉推進の 拠点施設として の組織体制の確 立
	民生児童委 員活動の充 実	地域における各種の相談活動等を行っている民生児童委員の活動支援に努める。	民生児童委員協 議会活動事業	地域福祉活動の 第一線推進役と しての委員活動 の確立
住民参加等 の促進	福祉ボラン ティアの育 成・支援	福祉ボランティアを育成・支援するために、活動支援拠点の整備や研修機会の充実を図る。また、地域リーダーの養成を図ると共に団体育成に努め、支えあいまちづくりへの市民参加を促進する。		ボランティア市 民活動センター の活動強化 ボランティア養 成講座、交流集 会年1回開催
	民間事業者 の参入への 支援	複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスに対応し、民間の新規事業開発支援を行うなど、適切な民間事業者の参入の促進に努める。		民間参入率80%
情報化の推 進	情報の共有 化	広報、ホームページ、ケーブルテレビなどの活用により、市民とのコミュニケーションを図り、情報の共有化を図る。特に高齢者、障害者などへの確に情報伝達ができる方法を確立する。	福祉情報サービ スの提供	月間福祉情報の 提供 (録音・点字等の 福祉情報サービ ス含む)
地域福祉シ ステムの構 築	総合的な相 談体制の充 実	地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、福祉サービスが適切に利用できる体制の整備を図る。	総合相談・支援 事業	地域包括支援セ ンターの活用
	地域包括ケ アシステム の充実	制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、福祉、保健、医療その他生活関連分野にまたがる複数の多様なサービスを適切に組み合わせて、利用者が必要とするサービスを総合的に提供できる体制の充実を図る。	包括的、継続的 マネジメント事 業	地域包括ケアネ ットワークの連 携

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要 事業名	目標値等
人にやさしいまちづくりの推進	道路・公共施設等のバリアフリーの推進	道路や公園、公共施設等のバリアフリー化を進め、子ども、高齢者、障害者など皆が、安全で快適に暮らせるまちづくりを進める。また、民間施設についても、同様な助言・指導に努める。		バリアフリー化 100%
	移動手段の確保	高齢者や障害のある人の日常生活を支援するとともに、社会参加を促進するため、車両貸出や送迎等の移動サービスの充実を図るとともに、運転ボランティア等の育成に努める。		民間事業者による移動サービス体制の整備
	要援護者の緊急・災害時の安全対策と防犯・防災対策の確立	緊急及び災害時における要援護者（一人暮らし高齢者・寝たきり高齢者及び障害者など）の支援体制の確立に努める。		災害時等要援護者支援対策事業の確立・運用

【主要事業】

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
市民意識啓発の推進	福祉フェスティバルの開催	500
社会福祉協議会の基盤強化	社会福祉協議会活動事業	400,117
民生児童委員活動の充実	民生児童委員協議会活動事業	89,752

第3節 誰もが安心して暮らせる生活の支援 (高齢者・障害者・低所得者等)

【基本認識】

- 本市においては、平成16年4月には全国平均を上回る高齢化率22.5%を示し、その後も年々増加し、平成23年には25.4%になる見込みです。また、認知症高齢者も年々増加しており、平成20年3月には65歳以上の高齢者における認知症の出現率は10.9%となっております。
- 市民の一人ひとりが長生きして良かったと実感できる、長寿社会の確立が課題となっており、高齢社会にふさわしい地域システムの構築をめざして、行政と民間が連携して保健福祉サービスの拡充、高齢者の自立支援やみんなで支えあう地域づくりが求められています。
- 高齢者が気軽に集い、心身の健康増進やレクリエーションを楽しめる場として、各地域に老人つどいの家を整備しており、現在14か所に設置しています。
経年による建物の老朽化や高齢者のニーズの変化から、計画的な施設の統廃合等による再整備が必要となっております。
- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについては、施設の老朽化が進んでいるほか、入所者一人ひとりの状況に対応したケアを提供するためのユニットケア(個別ケア)への転換が求められるなど、ハード面での整備充実が求められています。
- 障害児者のライフステージに応じた健康づくりや多様なニーズに対応した福祉の充実、地域生活支援を図るため、保健、医療、教育、福祉が連携する必要があります。
- 障害者の通所施設等が不備であり、通所及びリハビリ等ができ、社会参加を促進するための複合的な施設が求められています。
- 障害者施設を在宅支援の拠点として位置付け、障害児者が地域で困らず生活できるように支援施設の整備を図る必要があります。
- 共に暮らす地域づくりをめざし、公共施設等のより一層のバリアフリー化を図る

必要があります。

- 長引く景気低迷による経済的影響や高齢化社会の進行等により、本市でも被保護世帯は僅かに増加する傾向がみられます。平成20年3月末現在の保護状況は338世帯・441人、世帯保護率は9.76%ですが、他市に比較すれば依然低い位置にあります。
- 被保護世帯全体のうち高齢世帯が半数を占め、さらにその9割が単身世帯となっており、親族がなく地域との交流が希薄であるなど社会的に孤立している事例が多くみられます。

【基本方針】

- 高齢者については、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を行い、生活支援、介護予防に重点を置いた保険給付及び各種保健福祉サービスの充実を進めます。
- 生涯学習活動や就労機会の拡充などによる、社会参加の促進や生きがいづくりの支援に努めます。
- 障害のある人も地域で自立し、生きがいのある生活がおくれるようにノーマライゼーションの理念のもとで、新たな制度改正を踏まえた障害者計画を策定します。
- あらゆる相談に応じられる体制の整備、障害者が安心して暮らせる生活の場の確保やライフステージの各段階に応じた在宅及び施設サービスの提供、発達障害も含め、障害のある子どもに対する早期療育及び教育の推進、生活支援の充実を図ります。
- 障害のある人の社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリーなど、生活環境の改善に努めるとともに、スポーツ・文化活動への参加促進、障害の有無を乗り越えた相互理解の促進及び障害のある人の権利擁護対策の推進を図ります。
- 低所得者など経済的に困窮する市民に対しては、要保護世帯の的確な把握や相談・指導の充実を努めるとともに、自立した生活の安定化に向けて就労支援など自立更生の促進に努めます。
- 四国中央市発達支援事業に基づく「個別支援計画」を策定し、個々のニーズや目

標に沿った支援体制を推進します。そのためには、関係機関の連携が密接になるよう連絡調整に努め、部局の枠を越えた支援が継続的に行えるシステムを作ります。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主 要 事業名	目標値等
介護保険給付の推進	サービス提供基盤（介護関連施設・人材等）の充実促進	サービス提供基盤を確保するため、民間を含め多様な事業主体によるサービス供給体制づくりを進め、官・民の連携によるサービス提供体制の充実を図る。		介護保険事業計画のサービス見込み量をもとに整備
	ケアマネジメントの充実促進	市の保健・福祉サービスや医療サービスを含めた各種民間サービスなど、社会資源の有効な活用によるケアマネジメントの充実を促進する。また、社会福祉法人、医療法人などとの連携によりケアマネジャーの育成を図り、ケアマネジメント体制の充実を図る。	包括的、継続的マネジメント事業	地域包括支援センターが中心となった多職種協働・連携の実現や包括的・継続的マネジメントの支援
	アセスメントの推進	利用者の立場に立った介護サービスの充実を図るため、サービス評価を実施し、サービスの質の向上を促進する。	包括的、継続的マネジメント事業 介護予防マネジメント事業	地域包括支援センターによる軽度者のマネジメントの適正化及び要介護者のマネジメント支援
	介護保険事業計画の見直し及び制度改革への対応	高齢者福祉計画・介護保険事業計画の速やかな見直しを図るとともに、国の制度改革への的確な対応を図る。	高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直し	平成23年度見直し
高齢者の介護予防・日常生活支援等の充実	高齢者等の生活支援事業の推進	一人暮らし等の高齢者世帯等が、住み慣れた地域の中で引き続き生活していくことを支援し、高齢者の保健福祉の向上を図る。		日常生活全般をサポートする体制の構築
	高齢者見守りシステムの導入	高齢者等の緊急事態発生時及び位置情報確認等により本人や家族の不安の解消を図るため、高齢者見守りシステムの整備充実を図る。	高齢者見守りシステム運営事業	システム整備、運用の確立及び利用者増加
	介護予防の強化	高齢者の生きがいと社会参加を促進し、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供し、自立生活の助長及び要介護状態にならないよう、介護予防の強化を図る。		転倒予防教室等の介護予防教室の充実 予防知識の普及・啓発

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要 事業名	目標値等
高齢者の介護予防・日常生活支援等の充実	認知症高齢者の在宅支援の充実	認知症について正しい理解を深め、認知症高齢者が、出来るだけ長く住み慣れた地域で引き続き生活できるよう支援する。		ボランティア（認知症サポーター）や地域住民同志の互助の充実 地域のかかりつけ医のサポート
	家族介護支援の充実	高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続向上を図る。		介護教室事業等の充実 相談体制の充実
	在宅介護支援・相談業務の充実	地域の要介護高齢者の実態の把握、介護予防、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、在宅介護の相談・指導・助言を行う。		地域包括支援センター等の相談窓口の充実
	緊急通報システムの充実	一人暮らし高齢者等の緊急事態発生時の不安の解消を図るため、緊急通報装置の設置促進等、システムの充実を図る。		設置拡大
高齢者の生きがい対策の充実	老人クラブの活動支援	在宅の高齢者が生きがいのある日常生活を楽しめるよう、老人クラブの活動支援を図る。		会員数・クラブ数の増加 クラブ活動の充実
	シルバー人材センターの育成	高齢者の技能・経験を活かした社会参加を促進するため、シルバー人材センターの育成を図る。		事業強化の支援 会員数の増強と就業機会の拡大
	高齢者の学習活動の促進	県等関係機関との連携を図りながら、高齢者の生涯学習機会の充実を図る。		参加機会の拡大 講座内容の充実
	施設整備事業の推進	在宅での生活が困難な高齢者のための入所施設の計画的な施設整備の充実を図る。		施設整備の充実
保健・医療対策及び障害のある人の地域生活の支援	各種相談・情報提供の充実	身体障害者手帳、療育手帳の申請、補装具、各種手当、知的障害者援護施設入所等、障害のある人やその家族等の相談に相談支援システムを活用し相談業務の充実を図り、適切なアドバイスに努める。また、ケアマネジメント制度の拡充を図り、障害者の地域生活支援を促進する。	地域生活総合相談窓口	平成17年度設置・活用
	障害・障害者に対する正しい理解の促進	広報等の活用により、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図る。		広報へ年4回の定期掲載
	障害福祉サービスの適正化と地域生活支援事業の充実	サービスを必要とする人に的確で適正な障害福祉サービスの提供に努めるため、障害福祉計画を策定する。また、市事業である地域生活支援事業の充実を図り、法定サービスを補完する。		障害福祉計画の見直し

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要 事業名	目標値等
保健・医療 対策及び障 害のある人 の地域生活 の支援	経済的な支 援の充実	障害者の経済的な支援を図る。	各種障害者手当 支給事業 タクシー利用・ 給油助成事業	手当等の支給対 象の見直し。地 域生活支援事業 負担金の適正化
	当事者団体 の育成・支 援	各種団体の自主的な活動への支援に努 めるとともに、相互の交流を促進す る。	障害者福祉団体 連合会育成事業	当事者団体の自 主的運営体制の 確立
	雇用・就業 の促進	地域活動支援センターや就労支援施設 等における福祉的就労から一般就労へ の移行を促進する。	就労相談支援事 業	就労支援ネット ワーク会議や就 労支援センター の設立
	障害者の災 害援護	災害時における避難誘導等の支援を要 する障害者への対応を制度化する。	災害時要援護者 支援員登録事業	援護率の向上
	障害者福祉 施設の充実	総合的機能を有した障害者福祉の拠点 施設整備や既存の施設の改修等による 整備を図る。		太陽の家施設整 備の充実
生活の援護 及び自立の 促進	相談・指導 の充実	生活に困窮する市民に対する相談及び 自立更生のための指導充実を図る。		相談・指導体制 の確立
	実態把握の 推進	必要とする支援が的確に実施できるよ う、生活の実態把握に努める。		地域ネットワー クの確立
	生活保護の 適正実施	生活の保護を必要とする市民に対し生 活保護制度の適正な運用を図る。		実施体制の整備
	災害援護対 策の推進	災害によって生活の維持が困難となっ た市民に対する援護対策に努める。		援護対策の適正 運用
	就業の促進	自立を促すため、就業意欲の向上を図 るとともに、民間における雇用の促進 に努める。		雇用促進体制の 整備
	更生協力組 織の育成	民間企業等を含め、自立更生のための 協力組織の充実を図るとともに、更生 保護事業、社会を明るくする運動、ボ ランティアの育成等の推進に努める。		ネットワーク整 備
	経済的支援 の推進	社会福祉協議会による生活支援のため の各種制度の有効な活用を促進する。		有効活用の推進
発達支援事 業の推進	発達支援センターにおける相談体制の 充実、訪問療育の実施や支援者を対象 とした研修会の開催により、障害や発 達課題がある児童の地域におけるより よい支援体制の構築を目指す。	各種相談事業 訪問療育事業 研修事業	相談登録人数 600人 (平成27年3月)	

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要 事業名	目標値等
発達支援事業の推進	発達支援のための仕組みづくり	こども達一人ひとりが、その子らしく健やかに成長し、発達課題が理解されないことによっておこる不登校や問題行動等の2次的障害や精神障害等の3次的障害をできるだけ予防できるしくみをつくる。そのために、医療・保健・福祉・保育・教育の各分野における支援の横方向の連携強化とライフステージごとの支援を縦方向につなげるシステムを構築する。	個別支援計画 発達に関する情報の引継ぎに関する支援ツール整備	平成28年3月末策定児童数400人 支援ツールの活用開始 (平成22年度)
	特別支援教育体制の整備を実現する。	発達支援相談連絡会及び愛媛県特別支援教育体制推進事業四国中央市特別支援教育連携協議会を開催し、市内の保育所や幼稚園及び小中学校における、支援体制の整備を実現する。	特別支援体制推進事業	市内保育所・幼稚園・小中学校における特別支援体制の実現
児童デイサービス事業の充実	早期療育と子育て支援	発達課題がある子どもの早期療育(適切な保育・療育)が、市内3地域で受けられることができるよう、児童デイサービス事業を拡充する。また、児童デイサービス事業所として、療育内容における専門性の向上を図る。	児童デイサービス事業	土居地域の児童デイサービス事業所の開設

【主要事業】

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
高齢者見守りシステムの導入	高齢者見守りシステム運営事業	-
各種相談・情報提供の充実	相談支援事業(地域生活支援事業)	95,000
経済的な支援の充実	各種障害者手当支給事業 タクシー利用・給油助成事業	265,000
当事者団体の育成・支援	障害者福祉団体連合会育成事業	12,720
雇用・就業の促進 日中活動の場の提供	就労相談支援事業	210,000
発達支援事業相談支援体制の拡充	各種相談事業 研修事業	3,890
発達支援のための仕組みづくり	個別支援計画及び支援ツール整備事業	1,214
特別支援教育体制の整備	特別支援体制推進事業	1,175
早期療育と子育て支援の実現	児童デイサービス事業	25,605

第4節 地域ぐるみの次世代育成支援（児童福祉）

【基本認識】

- 次世代育成支援対策推進法に基づく四国中央市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成17年度～平成21年度、後期：平成22年度～平成26年度）が策定されており、特定14事業をはじめ数値目標が定められています。
- 平成22年度以降については、高齢化と少子化の同時進行による非生産年齢人口の増加、少子化の結果としての生産年齢人口の減少と総人口の減少が現実のものとなっており、様々な制度の枠組みに変動が予想されます。
- 様々な視点から論議されている「幼保一元化」及び「幼保一体化」の問題について、地域事情や市民ニーズを把握し、長期的な視野に立ち合理的な対応を進めていく必要があります。
- 保育ニーズの拡大と多様化への対応が求められており、保育施策のシビルミニマムの明確化と早急な実現が必要です。
- 家族観や家族形態の多様化により子育て・子育てをとり巻く環境変化が目立ち、安定した子育て・子育てを支援していく必要があります。

【基本方針】

- 四国中央市次世代育成支援行動計画の実現を図ります。
- 保育施策のシビルミニマムを示し、保育環境の整備・充実に努めます。
- 保育サービスの提供チャンネルの多様化を進め、迅速な具体化を図ります。
- 「幼保一元化」及び「幼保一体化」の問題について、地域事情を踏まえた検討を進めます。
- 子育て全般について、相談支援機能の強化充実に図り、問口の広い子育て支援に努めます。
- 児童虐待対策については、児童虐待を未然に防ぐために関係機関とネットワークを組んで取り組みます。

○母子支援施策の中心が児童扶養手当等の給付から自立支援へと大きな転換が示されており、母子家庭等自立促進計画を策定し、自立支援施策の充実に努めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主 要 事業名	目 標 値 等
次世代育成 支援対策の 推進	次世代育成 支援行動計 画の推進	子育て支援にとどまらず、地域ぐるみで少子化及び次世代育成支援対策に取り組むため、次世代育成支援対策のための地域行動計画に基づく施策の推進を図る。		市次世代育成支援行動計画各施策の実現
保育サービ スの充実	保育施設の 充実	市営保育所の計画的な整備充実に図るとともに、廃合の検討及び民間活力の導入を図る。また、民間の保育園等については、必要な支援を行い、その充実を促進する。	保育所整備事業	建て替え時は多機能型保育所として整備 保育所運営に民間活力を導入
	保育サービ スの充実	市民ニーズを把握しながら、延長保育や緊急一次保育をはじめ、保育サービスの多様化に努める。		延長保育3か所増設 休日保育1か所開設
	保育所・保 育園の地域 との連携	保育所や民間の保育園等の地域との連携・交流を促進する。		ファミリーサポートセンター会員増と活動の推進
児童健全育 成環境の充 実	児童館(児童 センター)の 整備充実	児童館(児童センター)の各種事業の充実を図る。		指定管理者制度の導入等の検討 各種事業の充実
	放課後こど もプランの 推進	放課後児童対策の充実を図るため、各小学校区における放課後こどもプランを推進するとともに、指導員の資質向上や活動内容の充実を図る。		放課後こどもプランの推進
	子どもの遊 び場の確保	遊びを通じて心身共に健やかに成長できるように、各種体験活動ができる地域の遊び場の整備を図る。		交通事情や地域事情に配慮した整備促進
	児童館等の 芝生化の推 進	安全安心でのびのびと遊べるように、児童館等の芝生化に努める。	芝生化事業	施設事情に配慮した整備の促進
子育て支援 の充実	子 育 て 相 談・指導・ 情報提供の 充実	子どもと親が利用する施設の位置や利用方法、利用時間等に配慮しながら、相談・指導や各種の情報提供活動の充実を図る。		専門職による子育てに関する総合相談
	地域子育て 支援体制の 確立	地域子育て支援センターなどが拠点となって、子育て体験や関連情報の共有化、活動を通じた親としての自己啓発、子育てサークル、ボランティア等の組織づくりや活動支援、相談活動等を推進する。		地域子育て支援センターなどの利用者拡大

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要 事業名	目標値等
ひとり親家庭の生活支援	相談・指導の充実	ひとり親家庭に対する支援を図るため、相談体制の整備や指導の充実に努める。		気軽に相談できる場所や時間の体制づくり
	自立支援の推進	母子・父子家庭児童の保育所への入所措置など、両親のいない家庭・母子家庭・父子家庭が自立できるように支援を行う。		自立支援プログラムの策定
	団体の育成・支援	母子・父子等の当事者団体の育成及び活動の支援に努める。		活動の支援強化

【主要事業】

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
保育施設の充実	保育所整備事業	420,000
児童館等の芝生化の推進	芝生化事業	5,000

第5節 生活を支える社会保障の充実（保険・年金）

【基本認識】

- 国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化のなか、高齢者、低所得者層が増加し、その財政運営は大変厳しい状況となっています。
- 国民年金についても、経済的な停滞の長期化、高い失業率等を背景に、先行きの不安感が増大しており、納付率の低下がみられます。
- 介護保険制度により、介護サービス基盤の充実が図られてきましたが、介護予防や地域での支援など、新たな取り組みが求められています。

【基本方針】

- 国民健康保険については、各種保健事業の展開、国に対する制度充実の要望などにより、財政の健全化に努めます。
- 国民年金については、納付や免除、制度に対する普及啓発に努めます。
- 介護保険については、相談体制の強化を図るとともに、ケアマネジメントの充実を促進し、認定から介護給付、アセスメントに至る事業の円滑な実施に努めます。
- 介護予防も含め、介護サービス基盤の充実を促進します。
- 国に対し社会保障制度の一層の充実を要望します。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主 要 事業名	目 標 値 等
国民健康保険財政の健全性の確保及び制度の充実促進	医療費の適正化促進	医療費の増大に対し、各種保健事業の展開を図るとともに、レセプト点検を強化し、医療費の適正化対策に努める。	各種保健事業 医療費適正化特別対策事業	医療費の適正化を図ることによる国保財政の健全化
	国庫負担率見直し等制度の充実促進	国への国庫負担率の見直し等、制度の充実に対する要望活動を展開していく。		被保険者ならびに市の財政負担を軽減するための制度の見直し等を含めた国庫負担の拡充

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要 事業名	目標値等
国民年金受給権の確保及び制度の充実促進	相談体制の充実	国民年金に対する理解を深めるとともに、制度に対する疑問や各種の相談に対応するため、年金相談の充実を図る。		広報への掲載並びに社会保険事務所との連携などによる電話相談、窓口相談など年金相談の充実
	受給権の確保	年金相談等を通じた指導を行うとともに、無年金者の解消、適切な各種届け出等の促進により、年金受給権の確保促進を図る。		広報への掲載などによる無年金者の解消
	年金制度の充実促進	国との連携を図りながら、年金制度の充実をめざす。		社会保険事務所との協力・連携
介護保険の円滑な実施	制度に対する理解の促進	制度に対する理解と知識の普及を図るため、広報等による情報提供に努める。		制度改正時に広報へ掲載 市窓口・事業所でのパンフレット配布
	相談体制の整備	市窓口をはじめ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、各高齢者施設等における相談体制の充実を図るとともに、身近な相談相手、支援者として、民生児童委員の協力を促進する。		市内どこでも相談が受けられるような体制づくり
	介護認定・給付業務等の推進	介護認定の迅速化のため、認定審査会の体制の強化を図る。 また、円滑で的確なサービス提供につなげるケアマネジメントの充実を促進する。		認定審査委員、介護支援専門員への研修による体制の強化
	保険料納付の促進	未納者に対する職員の戸別訪問、口座振替の促進、未納者への催告状の発行等を実施する。		普通徴収収納率の向上
	制度の充実促進	地域の実情に則した制度の運用に努めるとともに、一層の制度改革を国に求めていく。		生活圏域ごとに地域実情に応じた介護保険事業計画の策定

【主要事業】

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
医療費の適正化促進	各種保健事業 医療費適正化特別対策事業	566,800

